

太田市建設工事検査規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

## 太田市訓令第4号

太田市建設工事検査規程の一部を改正する訓令

太田市建設工事検査規程（平成17年太田市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第14条中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の太田市建設工事検査規程第3条及び第14条の規定は、この訓令の施行の日以後に入札又は契約方法が決定された工事について適用し、同日前に入札又は契約方法が決定された工事については、なお従前の例による。